

今帰仁村第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

今帰仁村第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定業務委託

2. 業務の目的

本業務は、「今帰仁村第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」（令和 6 年度から令和 8 年度）の計画期間が令和 8 年度をもって終了することから、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする、次期計画の策定を目的とする。

次期計画の策定にあたっては、現行計画の進捗状況を検証するとともに、国が定める基本指針に基づき、今帰仁村の第 8 期障害福祉計画と第 4 期障害児福祉計画を一体的に策定する。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

4. 業務内容

受注者は、下記に定める業務内容を実施するものとする。また、今後、発注者が必要と認められる業務が発生した場合は、協議のうえ、速やかに実施するものとする。

（1）統計資料の収集及びまとめ

障害者・児の障害種類別の人数・年齢、障害の程度、障害福祉サービスや障害児支援サービスの利用状況、地域生活支援事業の実施状況等計画にかかる各種統計資料を収集し、資料から見える障害者・児の現状等について取りまとめる。

（2）現行計画の点検・評価

現行計画における成果目標や活動指標の達成状況とともに、地域生活支援事業の目標達成や実施状況について、関係課等への進捗状況報告依頼やヒアリング等の方法により把握し、その評価を行う。

（3）計画の立案

上記（1）、（2）を踏まえるとともに、障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる国の基本方針に基づき、下記の事項について立案する。

①成果目標の設定及び成果目標達成の方策

②活動指標の設定及び活動指標達成に関する方策

③地域生活支援事業の種類ごとの量の見込みと実施に関する事項

(4) 会議等の運営支援

策定委員会（2 回程度開催予定）への担当者の参加、策定委員会運営に関する事務局への必要な助言、資料提供、議事録作成等、その他、運営に係る必要な支援を行うこと。

5. 成果品

①今帰仁村第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画

A 4 版／50 部、表紙：カラー、本文：一色、60 ページ程度

②上記成果品の原稿の電子媒体（CD-R 等）

※電子媒体の原稿については、マイクロソフト社製「word」「Excel」等を使用して、閲覧及び修正が可能な形式を用いること。また、ホームページで公開、閲覧できるよう PDF ファイルも含む。

6. その他

- (1) 今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合に、当該指針等を踏まえた業務内容及びスケジュールが変更されることがある。
- (2) 本業務によって得られた著作権及び成果品の帰属は、すべて今帰仁村とする。
- (3) 本業務の詳細・日程等の管理については、村と十分な打ち合わせを行うこと。
- (4) 本業務に関連して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (5) 国が示す最新の情報等に基づき業務を遂行すること。
- (6) 本業務は成果品の検査合格をもって完了とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たって、管理責任者等を選任し、今帰仁村の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、管理責任者等は、障害福祉計画等の障害者福祉分野における計画策定業務に関する知識を十分に有する者とする。
- (8) 収集した個人情報を含む資料については、今帰仁村個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱うこと。また、本業務完了後に、電磁的・紙媒体を問わず、データの復元が不可能となるよう適切に処理すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、村と協議のうえ決定すること。